

【検証した取組】 地域計画策定支援事業(第 8 条) ※第5条、9条も関連あり

グループワークを基に全体評価(5 段階)してください。

3.7

(小数点第 2 位
四捨五入)

5. 目的が十分に達成され課題が解消できている。発展している。
4. 目的達成に向けた取組みができている。
3. 目的を達成するため、一部改善が必要。
2. 目的を達成するため、全体的な見直しが必要。
1. 効果があまり期待できない。別の新しい取組みを検討すべき。

※目的とは、該当条文に掲げられていることを言います。

注)各委員さんの評価の平均を本事業の評価とします。算出によって生じる小数点以下第2位は四捨五入します。

参 考 瑞浪市まちづくり基本条例抜粋

(まちづくり推進組織)

- 1 市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。
- 2 まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。
- 3 まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。
- 4 地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。
- 5 行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。